

② 建物

土地の所在地（住居表示で）	用途（賃貸用・事業用・宅用）	延床面積	固定資産税評価額
所在：		m ²	円
所在：		m ²	円
所在：		m ²	円
所在：		m ²	円
所在：		m ²	円

3. 金融資産（概算額で結構です）

① 有価証券（ゴルフ会員権含む）	円
② 現預金	円

4. 生命保険金等(死亡時の予想額) 円
5. その他の財産（概算額で結構です） 円
6. 負債（借入金等・葬儀費用見込み） 円

税理士法人 東京シティ税理士事務所 御中

下記「相続税の試算申し込みのお客様へ」の内容に同意の上申し込みします。

お 名 前	(自署)	印
ご 住 所	(TEL)	

相続税の試算申し込みのお客様へ

相続税試算を受けていただくためのお願い

1. 相続税試算は税理士がお受けしております。税理士は税理士法第 38 条によっても「税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない」とされています。お客様の相談内容は他に知られることはございません。

2. 名前・住所等の扱い

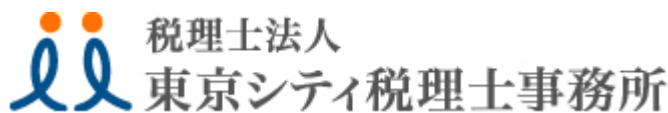
お客様には相談カードに「お名前」と「ご住所」「電話番号」等の個人情報の記載をお願いしております。いただいたお客様の個人情報は厳重に保管し、他の目的に利用することはもちろん他者に譲渡されることも一切ございません。

〈住所・電話番号等個人情報を記載していただく目的〉

- ① この申込用紙内容は当方の記録としても保管されます。
- ② 後日お客様から再度税務相談がある場合に、当方が検索を容易にするためです。
- ③ この度の試算の内容はあくまでも限られた情報の中での概算です。お客様の財産・債務の内容によっては調査に時間をかけると良い結果を生む場合があります。後日当方が調査した結果、よりよいご提案ができるときに、お客様に連絡させていただくことがあります。
- ④ 法令および相続税評価額は毎年改定されます。試算内容によっては年(年度)を経過したことによりお客様の試算内容が変わることがあります。改正のご案内を差し上げる場合があります。
- ⑤ お客様の今後の税務手続きが円順調に行われますよう、税務手続きの期限や内容等のご案内をさせていただくことがあります。

3. 相続税の試算は限られた時間内でのご相談のため、相談の内容には限界があります。特に仮定計算ですので財産・債務の詳細が明らかになれば税金が変化することがあります。この試算に対しての損害賠償はお受けできないことと、今後実際に税務に基づく申告や取引に進展するときは再度税理士等専門家又は税務署で、資料持参のうえ個別税務相談をしてください。(個別の税務相談を税理士等専門家に依頼する場合は有料となります)

4. 申込用紙に記載された情報に基づく相続税の試算に限られます。実際の相続税の申告書、各種届出書の作成や、お客様の作成した書類の検算などはできません。実際の書類作成は税理士等専門家にご依頼ください。(税務書類の作成を税理士等専門家に依頼する場合は有料となります)



〒163-0437 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル 3 7階

TEL 03(3344)3301

E-mail info@tokyocity.co.jp